

報告事項 6

神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱について

神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱について、以下のとおり報告する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定について

1 概要

- ・ 平成 29 年 3 月の新学習指導要領告示を受けて、神戸市の教育課程基準を作成する。
- ・ 各学校が神戸の特色を生かした教育課程を編成するための基準を作成する。
- ・ 目指す資質・能力を明確にする。
- ・ 小学校、中学校の内容をそれぞれにまとめ、義務教育 9 年間のつながりを考えた「小中一貫カリキュラム」を掲載する。
- ・ 幼稚園、高等学校との接続についても掲載する。

2 内容

- ・ 総 則
- ・ 神戸の教育の充実に向けて（重点事項）

①「言葉の力」の充実②力をつく授業の充実③新たな神戸の防災教育の充実 ④人権教育の充実⑤伝統文化の教育・地域学習の充実 ⑥外国語教育、国際理解・多文化共生教育の充実⑦道徳教育の充実 ⑧キャリア教育・体験学習の充実⑨特別支援教育の充実⑩幼小保、小中連携の充実 ⑪環境・福祉教育の充実
--

- ・ 目標と内容
- ・ 小中一貫カリキュラム

3 作成日程

- 第 1 回 神戸市教育課程基準策定委員会
(予定) H30 年 7 月 5 日 (木)
- 第 2 回 神戸市教育課程基準策定委員会
(予定) H30 年 11 月 8 日 (木)
- 第 3 回 神戸教育課程基準策定委員会
(予定) H31 年 2 月 7 日 (木)

神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会設置要綱（案）

神戸市教育委員会

（目 的）

第1条 神戸の特色を生かした教育を進めるための学習指導の標準とすることを目的とするため、「神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

（組 織）

第2条 策定委員会は、次に掲げる者で組織する。

- （1）学識経験者
- （2）幼小中学校園長会代表
- （3）小中保護者代表
- （4）地域住民代表
- （5）教育委員会事務局

（会 議）

第3条 会議は年間3回程度とする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、策定委員会に構成委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（内 容）

第4条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）神戸市小・中・義務教育学校教育課程基準の策定内容についての総合的な検討

（設置期間）

第5条 策定委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から策定完了までとする。

（委 員 長）

第6条 策定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、策定委員会の中から互選により充てる。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代行する。

（事 務 局）

第7条 策定委員会にかかる事務は、神戸市教育委員会学校教育課において処理する。

附 則

（施 行 日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。